

首里城復元のための関係閣僚会議 幹事会

令和元年11月25日

沖縄県謝花副知事発言項目

1. 首里城復元の経緯について
2. 復元に向けた県の対応について
3. 首里城復元に向けた課題、伝統技術の活用（赤瓦、漆塗り等）について

首里城火災対策等本部設置要綱

(目 的)

第1条 令和元年10月31日の首里城火災により、首里城正殿等が全焼するなど、甚大な被害が生じていることから、県として全庁的に迅速かつ的確に今後の諸課題に対応するため、首里城火災対策等本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。この場合において副本部長が職務を代理する順序は、次に掲げるとおりとする。

（1）知事公室に関する事項を担当する副知事

（2）前号に掲げる副知事以外の副知事

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 本部長は、対策本部の事務を実施するため、沖縄県地域防災計画の例により、必要な部及び班を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（1）対策の決定及び実施に関すること。

（2）関係機関との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。

（3）広報活動に関すること。

（4）その他対策を実施するため必要な事項に関すること。

(対策本部会議)

第4条 対策本部は、情報共有、対策方針の検討を行うため、対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置することができる。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催することができる。

4 本部長は、本部員のほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 対策本部の庶務は、知事公室防災危機管理課において処理する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 31 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
子ども生活福祉部長
保健医療部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
会計管理者
企業局長
教育長
病院事業局長
警察本部長

首里城復旧ワーキンググループ設置要綱

(目 的)

第1条 首里城の早期復旧に向けた諸課題及び対応を検討するため、「首里城復旧ワーキンググループ（以下「復旧 WG」という。）」を首里城火災対策等本部（以下「対策本部」という。）設置要綱第6条に基づき設置する。

(事 務)

第2条 復旧 WG は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 首里城復旧に向けた諸課題の分析及び検討に関すること。
- (2) 対策本部への報告に関すること。
- (3) その他首里城復旧に向けて必要な事項に関すること。

(リーダー及びサブリーダー)

第3条 復旧 WG に、リーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ土木建築部参事及び都市公園課長をもってあてる。

(組 織)

第4条 復旧 WG に、別表左欄に掲げる班を置く。なお、業務の必要性に応じ、班を追加できるものとする。

- 2 各班の分掌事務は別表右欄のとおりとする。
- 3 各班の班長は、必要に応じて、他課に応援を要請することができる。

(復旧 WG 会議)

第5条 復旧 WG は、情報共有、対策方針の検討を行うため、復旧 WG 会議（以下「WG 会議」という。）を開催することができる。

- 2 WG 会議は、リーダーが招集する。
- 3 WG 会議は、リーダーが主宰し、その都度必要と認めたメンバーで開催することができる。
- 4 リーダーは、メンバーのほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 WG 会議の庶務は、都市公園課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復旧 WG の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 7 日から施行する。

別表（第4条関係）

班名及び班長	分掌事務
復旧推進班 班長 土木建築部 都市公園課長	① 首里城復旧に向けた国等各関係機関との調整に関すること。 ② 施設管理のあり方に関すること。 ③ 首里城正殿等の火災の検証分析に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 ④ WG会議の庶務に関すること。 ⑤ 首里城の早期復旧に向けた諸課題の分析及び検討することについて、前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務に関すること。
土木建築班 班長 土木建築部 土木総務課長	① 土木建築部が所掌する事務のとりまとめに関すること（都市公園課の所掌に属するものを除く。）。 ② 寄附金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 ③ 前各号に掲げるもののほか、土木建築部において所掌する事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
秘書班 班長 知事公室 秘書課長	① 首里城復興戦略チームとの連携に関すること。 ② 知事部局内の連絡調整に関すること。
消火分析班 班長 知事公室 防災危機管理課長	① 総務省消防庁との調整に関すること。 ② 首里城正殿等の火災の検証分析に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
募金班 班長 総務部 管財課長	① 寄附金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
ふるさと寄附金班 班長 総務部 税務課長	① ふるさと寄附金に関すること。
企画調整班 班長 企画部 企画調整課長	① 県庁内における総合的企画、調整及び進行管理に関すること。
復元物班 班長 文化観光スポーツ部 文化振興課長	① 文化財以外の復元物及び防火対策等に関すること。
文化財班 班長 教育庁 文化財課長	① 文化財の保護及び防火対策等に関すること。